

【1985年1月21日】健康保険及び船員保険（疾病部門）の現金給付の額の改定（諮問書）
社会保険審議会

昭和60年1月21日

社会保険審議会
会長 金澤 良雄 殿

厚生大臣 増岡 博之

諮問書

健康保険および船員保険（疾病部門）の現金給付の額を別添のとおり改定することについて、健康保険法（大正11年法律第70号）第24条ノ2及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条ノ3の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

第1 健康保険関係（政令事項）

1. 分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費の額
200,000円とすること（現行150,000円）。
2. 埋葬料の最低保障額及び家族埋葬料の額
100,000円とすること（現行70,000円）。
3. 実施時期
昭和60年4月1日から実施すること。

第2 船員保険関係（政令事項）

1. 分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費の額
200,000円とすること（現行150,000円）。
2. 葬祭料及び家族葬祭料の最低保障額
100,000円とすること（現行70,000円）。
3. 実施時期
昭和60年4月1日から実施すること。